

令和五年六月二十九日改正

オーミケンシ株式会社 定款

(令和五年六月二十九日 第一五八回定期株主総会決議)

第一章 総 則

第一 条 (商号)

当会社はオーミケンシ株式会社と称する。

前項の商号は、英文では OMIKENSHI CO., LTD. とする。

第二 条 (目的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 一、各種繊維工業品の製造、加工及び販売
- 二、各種化学工業品の製造、加工及び販売
- 三、不動産の売買、貸借及びその仲介、管理並びに不動産の売買、貸借の代理
- 四、保健・体育、観光・娯楽に関する施設の経営
- 五、家具、什器、室内装飾品の設計、製作、施工及び販売
- 六、各種物品の販売
- 七、樹木の栽培及び土木、造園、綠化事業
- 八、化粧品の製造、加工及び販売

- 九、農産物、水産物の栽培、養殖、加工及び販売
- 十、土木、建築等建設工事に関する設計、施工、監理及びその請負
- 十一、家庭用電気機器、通信機器、電子機器（電子時計・電子計算機等）の製造、加工並びにコンピューターによるシステムの設計、開発、ソフトウェアの作成及び販売
- 十二、労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- 十三、石油類の販売
- 十四、各種飲食物の製造・加工及び販売並びに飲食店の経営
- 十五、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 十六、有価証券の保有、運用及び売買並びに金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受等の金融業
- 十七、貨物自動車運送業、自動車修理整備業、自動車教習場・駐車場の経営
- 十八、倉庫業
- 十九、各種機械・装置の設計・施工・管理及び財務関係書類の作成、経営の指導並びにこれらに関するコンサルティング業務
- 二十、自家発電及びその電力の販売
- 二十一、前各号に関連する一切の事業

第三条（本店の所在地）

当会社は本店を大阪市に置く。

第四条（機関）

当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

一、取締役会

二、監査役

三、監査役会

四、会計監査人

第五条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する朝日新聞に掲載して行う。

第二章 株式

第六条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

当会社の発行可能株式総数は二千四百万株とし、当会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次とのおりとする。

普通株式 二千四百万株

A種優先株式 一千一百万株

第六条の二（A種優先株式）

当会社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。

一、（A種優先配当金）

当会社は、第三十七条に定める剰余金の配当を支払うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、一株につき年五十円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「A種優先配当金」という）を支払う。但し、当該事業年度において本条第二号に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当が、第一三九期及び第一四〇期事業年度において、各年度のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は累積するもの（以下「A種累積未払配当金」という）とし、A種累積未払配当金は、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立つて支払われるものとする。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当は、第一四一期事業年度以降はA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

一、（A種優先中間配当金）

当会社は、第三十九条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式一株につきA種優先配当金の二分の一を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という）を支払う。

二、（A種優先配当金の限度額）

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

四、（A種優先株主に対する残余財産の分配）

当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式一株につき五百円を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

五、（A種優先株主の取得請求権）

A種優先株主は、平成二十三年以降、毎年七月一日から七月三十一日までの期間（以下「A種優先株式取得請求可能期間」という）において前事業年度の分配可能額の一一分の一から、当会社が、当該取得請求がなされた事業年度において、その発行しているすべての種類の優先株式の取得を行つたか、行う決定を行つた分の価額の合計額を控除した額を限度としない。

六、（A種優先株式の取得条項）
当会社は、平成二十三年四月一日以降いつでもA種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらずA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
取得価額は、一株につき五百円に取得日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。）を加算した額とする。

七、（A種優先株主の議決権）

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

八、（取得請求と普通株式の交付）

A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める請求し得べき期間中、当該決議で定

める条件で当会社に対し普通株式の交付と引き換えにA種優先株式の取得を請求することができる。

九、(A種優先株式の併合等)

当会社は、A種優先株式について、株式の併合、分割又は無償割当てを行わない。

当会社は、A種優先株主には新株予約権の無償割当てを行わず、又、募集株式、募集新株予約権及び募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

十、(A種優先配当金の除斥期間)

第四十条の規定は、A種優先配当金及びA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。

第七条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第一六五条第二項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第八条 (単元株式数)

当会社の普通株式の単元株式数は百株とし、A種優先株式の単元株式数は千株とする。

第九条 (単元未満株式の権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

一、会社法第一八九条第二項各号に掲げる権利

二、取得請求権付株式の取得を請求する権利

三、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第十一条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第十二条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第三章 株主総会

第十三条 (株主総会開催の時期)

当会社の定時株主総会は毎年四月一日から三ヶ月以内に、臨時株主総会は必要あるごとにこれを招集する。

第十四条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年三月三十一日とする。

第十四条（株主総会の議長）

株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長が事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

第十五条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対しても交付する書面に記載しないことができる。

第十六条（決議の方法）

株主総会の決議は法令の規定によるべき場合又は本定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもつて行う。会社法第三〇九条第二項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上をもつて行う。

第十七条（議決権の代理行使）

当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主一名を代理人として株主総会における議決権行使することができる。但し株主又は代理人は株主総会開会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役及び取締役会

第十八条（取締役の定員）

当会社の取締役は十七名以内とする。

第十九条（取締役の選任）

取締役は株主総会でこれを選任する。

前項の選任決議は議決権行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第十九条の二（補欠取締役の選任）

当会社は、会社法第三二九条第三項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議をもつて補欠取締役を選任することができる。

前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後二年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第二十条（取締役の任期）

取締役の任期は選任後二年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時ま

でとする。補欠により就任した取締役の任期は前任者の残任期間とする。

第二十一条（代表取締役）

取締役会はその決議をもって代表取締役若干名を選定する。

第二十二条（役付取締役）

取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、各一名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

第二十三条（取締役会招集の通知）

取締役会の招集の通知は会日より五日前に各取締役及び各監査役に発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第二十四条（取締役会の議長）

取締役会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長が事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

第二十五条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第二十六条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は法令及び本定款に定めあるもののほか取締役会で定める取締役会規則

による。

第二十七条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

第二十八条（取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第四二一七条第一項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第四二三条第一項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役及び監査役会

第二十九条（監査役の定員）

当会社の監査役は五名以内とする。

第三十条（監査役の選任）

監査役は株主総会でこれを選任する。

前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第三十一条（補欠監査役の選任）

当会社は、会社法第三二九条第三項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議をもって補欠監査役を選任することができる。

前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後二年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第三十一条（監査役の任期）

監査役の任期は選任後四年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠により就任した監査役の任期は前任者の残任期間とする。

第三十二条（常勤の監査役）

常勤の監査役は、監査役会の決議をもつて選定する。

第三十三条（監査役会招集の通知）

監査役会の招集の通知は会日より五日前に各監査役に発する。

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第三十四条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は法令及び本定款に定めあるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。

第三十五条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議をもつて定める。

第六章 計 算

第三十七条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年とする。

第三十八条（期末配当及び基準日）

当会社は毎年三月三十一日を基準日として、定時株主総会の決議をもつて、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

第三十九条（中間配当及び基準日）

当会社は、毎年九月三十日を基準日として、取締役会の決議をもつて、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

第四十条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満三年を経過してなおこれを受取らなかつたときは、当会社はその支払い義務を免れる。